

令和5年第3回養老町定例会会議録

令和5年第3回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和5年9月5日第1日）

- 日程第1 議席の変更
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第6 認定第1号 令和4年度養老町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第2号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第3号 令和4年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第4号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第5号 令和4年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第6号 令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第7号 令和4年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第8号 令和4年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第9号 令和4年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第10号 令和4年度養老町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第16 認定第11号 令和4年度養老町公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第17 選任第6号 決算特別委員会委員の選任について
- 日程第18 議案第42号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第43号 町道路線の廃止及び認定について
- 日程第20 同意第22号 教育委員会委員の任命同意について

- 日程第21 同意第23号 人権擁護委員候補者の推薦について
 日程第22 同意第24号 人権擁護委員候補者の推薦について
 日程第23 同意第25号 人権擁護委員候補者の推薦について
 日程第24 議案第44号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第4号）
 日程第25 議案第45号 令和5年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 日程第26 議案第46号 令和5年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第27 議案第47号 令和5年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 野村 永一

○出席議員

1番	佐野 伸也	2番	大橋 みち子
3番	西脇 康	4番	清水 由美子
5番	北倉 義博	6番	岩永 義仁
7番	吉田 太郎	8番	早崎 百合子
9番	野村 永一	10番	松永 民夫
11番	水谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地 憲元	教育長	森島 恵照
総務部長	川口 智也	総務部総務課長	近藤 晴彦
総務部 企画財政課長	尾前 真理	総務部税務課長	永嶺 早苗
住民福祉部長	近藤 真由美	住民福祉部 住民環境課長	伊藤 めぐみ
住民福祉部 健康福祉課長	藤田 勝彦	住民福祉部 子ども課長	香川 明美
産業建設部長	大倉 修	産業建設部参事兼 産業建設部 産業観光課長	竹中 修
産業建設部 建設課長	吉村 和人	産業建設部 水道課長	加納 康宏

会計管理者	松岡弘泰	会計課長	若山実穂
教育委員会 事務局 会長	中島恵美	教育委員会 教育総務課長	大橋嘉代
教育委員会 生涯学習課 会長	西脇直樹	消防長	高橋正人
消防次長兼 消防課 会長	大倉 巧	消防総務課長	古川博規

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	中島和哉	議会事務局書記	國枝利法
--------	------	---------	------

(開会時間 午前 9 時30分)

○議長(野村永一君) 皆様、おはようございます。

令和5年第3回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆様も御一緒をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(野村永一君) ありがとうございます。着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

なお、執行部においては、田中副町長が所用のため欠席いたしますので御報告いたします。

ここで報道機関に限り、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場1階ロビーのモニターでも放送いたします。

なお、本定例会においては上着の着用を自由としておりますので、暑い方については上着を脱いでいただいて結構です。

ただいまから令和5年第3回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(野村永一君) それでは、日程第1、議席の変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定により、お手元に配付の変更議席表のとおり議席を変更いたします。

○議長(野村永一君) 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、10番 松永民夫君、11番 水谷久美子君を指名いたします。

○議長(野村永一君) 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

ここで、8月29日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長(早崎百合子君) 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

8月29日午前9時30分より、委員及び議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第3回養老町議会定例会の運営についてであります。

会期は、9月5日火曜日から9月21日木曜日までの17日間で、本会議開会時間は午前9時30分と決定いたしました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 議席の変更、3. 会議録署名議員の指名、4. 会期の決定、5. 諸般の報告、6. 議案の提案説明及び委員会付託、7. 町政一般に関する質問、8. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定いたしました。

なお、今定例会においてもユーチューブにおけるライブ配信、録画配信を行うこと、またユーチューブにおけるライブ配信を役場ロビーのモニターでも中継すること。このほか説明、質問、答弁については、川地町長と一般質問と委員長報告を除いては自席で行うこと、以上のとおり決定いたしました。

次に、一般質問については、議会2日目、9月20日水曜日に行うこととし、議員1人当たりの質問、答弁の時間を60分以内、発言順序はくじ引により決定した順に行うことと決定いたしました。

次に、審議する議案等につきましては、専決処分の報告1件、令和4年度一般会計、特別会計及び事業会計の決算認定関係11件、条例の一部改正1件、町道路線の廃止及び認定1件、教育委員会委員の任命同意1件、人権擁護委員候補者の推薦3件、令和5年度一般会計及び特別会計の補正予算4件、以上、計22件であります。

次に、審議方法につきましては、初めに議事日程の日程第5、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）は、地方自治法第180条第2項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受けること。

次に、日程第6、令和4年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第16、令和4年度養老町公共下水道事業会計の決算認定についてまでの11議案については、議会初日に一括上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、決算特別委員会の設置を議題とし、設置の議決後、委員を選任することとし、これらの議案の審査を委員会に付託し、休会中に審査願うこと。また、この決算特別委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任することとし、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経た後、採決を行うこと。

次に、日程第18、養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてと日程第19、町道路線の廃止及び認定についての2議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るために所管の総務民生委員会及び産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、各委員長への質疑後、討論を経て採決すること。

次に、日程第20、教育委員会委員の任命同意については人事案件につき、議会初日に上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略することとし、採決を行うこ

と。

次に、日程第21、人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第23、人権擁護委員候補者の推薦についての計3議案については人事案件につき、議会初日に一括上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略することとし、採決を行うこと。

次に、日程第24、令和5年度養老町一般会計補正予算（第4号）から日程第27、令和5年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の4議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るために予算特別委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

付託先の各委員会の日程については、まず日程第6、令和4年度養老町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16、令和4年度養老町公共下水道事業会計決算認定についてまでの計11議案の審査を付託する決算特別委員会の開催は、9月7日木曜日及び8日金曜日の2日間とし、それぞれ午前9時30分から開会されるよう決算特別委員長へ要請すること。

次に、日程第18、養老町印鑑条例の一部を改正する条例についての審査の付託先である総務民生委員会は、9月13日水曜日の午前9時30分から開催するよう総務民生委員長へ要請すること。

次に、日程第19、町道路線の廃止及び認定についての審査の付託先である産業建設委員会は、9月13日水曜日の午前11時から開催するよう産業建設委員長へ要請すること。

最後に、日程第24、令和5年度養老町一般会計補正予算（第4号）と日程第27、令和5年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の計4議案の審査の付託先である予算特別委員会は、9月13日水曜日の午後1時30分から開催するよう予算特別委員長へ要請すること。以上のとおり決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（野村永一君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日9月5日から9月21日までの17日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月5日から9月21日までの17日間と決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第4、諸般の報告を行います。

本日の日程等については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年度5月分

及び令和5年度5月から7月分までの現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 改めまして、おはようございます。

冒頭、議長からの説明がございました田中副町長でございますが、御兄弟がお亡くなりになられましたので、葬儀のため欠席とさせていただきます。御理解よろしくお願いいたします。

本日ここに令和5年第3回養老町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多用の中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。

開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、先月、台風7号は紀伊半島地方を縦断し、東海地方はもとより本町でも非常に激しい雨に見舞われ、牧田川の水位が一時氾濫注意水位であります6.5メートルを超えましたが、幸いにも大きな被害はございませんでした。

しかしながら、鳥取県や岡山県などで局地的な豪雨をもたらす線状降水帯が相次いで発生し、土砂災害や浸水害など甚大な被害が発生しております。被災された皆様全てに対しまして心よりお見舞いを申し上げたいと存じます。

さて、防災意識の高揚を図るとともに地域防災力を高めるため、大規模地震を想定した防災訓練を本町でも実施いたしました。今年8月27日、養北小学校におきまして小畑地区、多芸東部地区の防災隊を中心に、コロナ禍の影響で実に4年ぶりに本格的な住民参加型の訓練を行っております。岐阜県をはじめ陸上自衛隊、養老警察署など関係機関に御協力をいただきながら、西濃県事務所振興防災会による防災出前講座や消防職員による応急手当訓練、救出訓練など、参加された皆さんが万一の災害に備え、職員の説明に時折うなずきながら真剣な表情で訓練に取り組まれておりました。

今もなお沖縄南部には熱帯低気圧が台風になる可能性があり、警戒しておりますけれども、大雨や台風による風水害、地震など想定される災害に対しまして、常に危機管理意識を持ちながら万全の体制を整えていくことが行政に課せられた大きな役割ではないかというふうに強く再認識しております。

自分の命は自分で守るという自助の部分で町民の皆様をお願いしながら、共助・公助と連携を図ることにより、災害に対しても強化に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、全国各地で連日、記録的な猛暑に見舞われております。9月に入りましても厳しい残暑が続いております。長引く暑さを受け、夏休み明けの授業が町立の中学校では8月30日から、小学校では9月1日から始まっており、児童及び生徒に暑さ指標に注意

しながら熱中症から守る取組を継続してまいりたいというふうに考えております。

また、この夏は新型コロナウイルス感染症の位置づけも変わりまして、内閣府が先月末に発表しました月例経済報告によりますと、景気は穏やかに回復しているとあり、社会経済活動の回復もいよいよ本格化しながら平穏な日常を取り戻しつつあるというふうに思っております。

養老公園では県営100周年記念事業といたしまして、第4回の養老公園盆踊り大会が実に4年ぶりに開催され、各地に目を向けますと夏祭りや盆踊り大会の開催など、お盆にふるさとへ帰省された方も多くお見えになり、たくさんのお参加により大いににぎわいを見せ、笑顔と活気にあふれておりました。猛暑の中、お世話いただきました地区の役員、関係者の皆様にご心より感謝を申し上げます。

9月に入りまして2日には、小畑地区を皮切りに敬老会が開催され、私自身にも頑張れと、高齢者の方々から元気と勇気とパワーをいただいております。今後、各地区で社会福祉協議会の各支部が中心となって実施される予定であり、春に実施されたところを除きまして10月にかけては各地区で運動会も計画されております。より多くの方に御参加をいただきたいと思っております。

また、10月の7、8にはまるごと肉まつり養老を、11月11日にはSDGsマルシェを開催いたしますので、ぜひ町外からも多くの皆様にお越しいただき、関係人口、交流人口の創出を図ってまいりたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、町内11地区におきまして、4年ぶり対面式で行政懇談会を行いました。地域の課題など様々な意見をお伺いし、地域の代表の皆様と行政が直接対話し、お互いの情報を共有、交流することで、より町民ニーズを反映し、町政運営を行えるというふうに考えております。頂戴いたしました御意見等につきましては、現状を確認しながら迅速に対応すべく、今後の施策に生かせるよう取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本定例会におきましては、令和4年度の一般会計、特別会計、企業会計の決算並びに令和5年度の各会計の補正予算、人事案件及び関係諸議案の合わせまして22の議案を上程しております。慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（野村永一君） それでは、日程第5、報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）を上程し、議題とします。

なお、本件は地方自治法施行令第180条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思っております。

町長より報告を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の概要の説明をさせていただきます。

この専決処分につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、公用車の事故における損害賠償の額の決定について報告するものでございます。

事故の概要につきましては、令和5年5月12日午前10時14分頃、養老町押越地内の町道石畑押越3号線と町道押越8号線の交差点において、損害賠償の相手方の自家用車が町道石畑押越3号線の東へ走行中、町道押越8号線を北進する町の所有する分別収集車と接触し、相手の車両の運転席側後部方座席のドアと分別収集車の助手席側バンパーが破損したものでございます。

令和5年7月25日に示談が成立し、損害賠償の額が確定したため専決処分をいたしました。詳細につきましては、別紙、専決第7号 専決処分書のとおりでございます。

以上、報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定）の概要の説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 報告が終わりました。

○議長（野村永一君） それでは、日程第6、認定第1号 令和4年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第16、認定第11号 令和4年度養老町公共下水道事業会計決算認定についてまでの計11議案を一括議題として上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま一括上程賜りました認定第1号 令和4年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第11号 令和4年度養老町公共下水道事業会計決算認定についてまで、その概要を順次説明させていただきます。

初めに、11ページ、一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額134億440万5,000円、歳出総額123億9,617万7,000円で、歳入歳出差引き10億822万8,000円となっておりますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支は9億9,332万5,000円となりました。前年度に比べまして、歳入は5億2,351万7,000円の減、歳出は4億1,306万3,000円の減でございます。

1、2ページを御覧いただきたいと思います。

歳入のうち、主なものについて御説明いたします。

一般財源である町税につきましては、町民税及び固定資産税の増収により、対前年度7,607万増の35億3,663万6,000円で増収となりました。

3 ページ、4 ページを御覧いただきたいと存じます。

地方交付税につきましては、対前年度8,323万7,000円減の26億2,512万9,000円となりました。

国庫支出金につきましては、子育て世帯等臨時特別給付事業費補助金が減少したこともあり、対前年度比4億3,367万5,000円減の16億6,609万8,000円となりました。

次に、県支出金につきましては、対前年度388万6,000円増の8億8,627万2,000円となりました。

次に、寄附金については、ふるさと納税寄附金が減少したことなどにより、対前年度1億7,281万7,000円減の11億3,188万3,000円となりました。

5 ページ、6 ページを御覧いただきたいと思います。

町債につきましては、地方道路等整備事業債、また臨時財政対策債などであり、臨時財政対策債の減少などにより、対前年度6億1,272万1,000円減の3億3,228万2,000円となりました。

次に、調定額のうち1,992万4,000円を不納欠損処分いたしました。このうち町税は1,823万6,000円、使用料は168万8,000円となり、全体といたしましては、対前年度381万1,000円減でございます。

また、収入未済額につきましては、町税、使用料などで2億775万2,000円でございます。そのうち町税が1億6,668万2,000円で、対前年度477万1,000円減となりましたが、財源確保と公平性の見地から、引き続き徴収の強化に努めてまいりたいと考えております。

7 ページから10 ページを御覧いただきたいと思います。

次に、歳出でございます。

目的別構成比の高い経費から見ますと、民生費が37億4,704万2,000円、構成比30.2%、総務費が28億9,701万9,000円で構成比23.4%、衛生費におきましては13億4,142万円と構成比10.8%となっております。

また、主な事業といたしましては、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業やデジタル田園都市国家構想推進交付金事業、小学校給食施設整備事業などがございます。

以上が一般会計決算の概要となっております。

次に、少し飛びますが、128 ページを御覧ください。

次に、国民健康保険特別会計についてでございます。

歳入総額39億2,547万円、歳出総額32億8,422万6,000円、歳入歳出差引き6億4,124万4,000円となりました。

歳入につきましては、県支出金等の増額により、前年度比に比べ2,369万9,000円の増となりました。

国民健康保険税につきましては6億3,487万円で、前年度に比べ2,840万5,000円の減

となりました。また、不納欠損額は2,411万3,000円、収入未済額は1億2,741万4,000円でございます。町税と同様に、できるだけ少なくなるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、歳出につきまして、国民健康保険事業費納付金の増額等によりまして、前年度に比べ3,409万7,000円の増となっております。

次に、153ページを御覧ください。

次に、簡易水道特別会計でございます。

歳入総額1億282万4,000円、歳出総額6,372万円、歳入歳出差引き3,910万4,000円となりました。

歳入につきましては、簡易水道施設整備基金繰入金及び繰越金等の増額により、前年度に比べ4,354万8,000円の増となりました。

歳出につきましては、上水道事業会計へ負担金減額分の一部を繰出金として支出したことにより、前年度に比べ3,908万3,000円の増となりました。

次に、162ページを御覧ください。

食肉事業センター特別会計でございます。

歳入総額2億927万7,000円、歳出総額2億427万7,000円、歳入歳出差引額500万円となりました。

歳入につきましては、前年度に比べ2,598万9,000円の増となり、歳入のうち事業収入につきましては6,893万4,000円で、豚のと畜頭数の減少に伴い、前年度に比べ175万2,000円の減となりました。

歳出につきましては、起債償還に係る公債費は減少いたしましたが、施設の老朽化により繰越明許分を含む修繕費の増加や電気料の高騰による光熱水費の増加により5,316万1,000円の増となりました。

次に、173ページを御覧ください。

住宅新築資金等貸付特別会計でございます。

歳入総額7,228万2,000円、歳出総額43万8,000円、歳入歳出差引き7,184万4,000円となり、主に貸付金の元利収入をもって公債費の償還を行っているものであり、法的措置についても順次進めておる次第でございます。

次に、182ページを御覧ください。

農業集落排水事業特別会計でございます。

歳入総額3,835万円、歳出総額3,656万4,000円、歳入歳出差引額178万6,000円となりました。

歳入につきましては、前年度に比べ485万5,000円増となり、歳入のうち農業集落排水使用料は785万1,000円で、また不納欠損額はなく、収入未済額は7万1,000円でございます。

歳出につきましては、公営企業法適用化に係る業務委託及び需用費等の増額により、前年度に比べ478万2,000円増となっております。

次に、193ページを御覧ください。

介護保険事業特別会計でございます。

歳入総額31億3,542万9,000円、歳出総額27億9,563万2,000円、歳入歳出差引額3億3,979万7,000円となりました。

歳入につきましては、前年度に比べ8,020万7,000円の増となり、歳入のうち介護保険料は7億384万6,000円で、前年度に比べ361万3,000円の増となっております。

また、不納欠損額は337万円で、収入未済額は594万7,000円でございます。

歳出につきましては、前年度に比べ2,464万7,000円増となり、歳出のうち保険給付費は26億309万円で、前年度に比べまして1,870万6,000円の減となっております。

次に、222ページを御覧ください。

介護サービス事業特別会計でございます。

歳入総額1,859万4,000円、歳出総額1,796万円、歳入歳出差引き63万4,000円となりました。

続きまして、231ページを御覧ください。

後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入総額4億602万6,000円、歳出総額4億291万5,000円、歳入歳出差引額311万1,000円となりました。

歳入につきましては、前年度に比べ3,920万1,000円の増となり、歳入のうち後期高齢者医療保険料は、前年度に比べまして2,919万9,000円の増、2億9,038万9,000円で、不納欠損額は11万1,000円、収入未済額は156万3,000円でございます。

歳出につきましては、前年度に比べまして3,767万円の増となっております。

次に、上水道事業会計剰余金の処分について説明させていただきます。

別添、養老町公営企業会計養老町上水道事業会計決算書の8ページを御覧ください。

上水道事業会計未処分利益剰余金5億6,075万8,598円のうち4,306万6,024円を減債積立金に積立てし、7,305万401円を資本金に組み入れるため、地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして議会に報告するものでございます。

次に、上水道事業会計の決算についてでございますが、決算書の1ページ、2ページを御覧いただきたいと思っております。

収益的収入及び支出、いわゆる3条会計でございます。

収入、第1款水道事業収益の決算総額は4億4,098万1,000円となり、支出の第1款水道事業費用の決算総額は3億7,620万2,000円となりました。

次に、3ページ、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出、いわゆる4条会計でございます。

収入の第1款資本的収入の決算総額は1,118万7,000円となり、支出の第1款資本的支出の決算総額は3億1,857万9,000円となりました。

最後に、公共下水道事業会計についてでございます。

公共下水道事業会計決算書の31ページ、32ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の3条会計につきましては、収入、第1款下水道事業収益の決算総額、3億7,712万3,000円となり、支出の第1款下水道事業費用の決算総額は3億4,140万円となりました。

次に、33ページ、34ページを御覧ください。

資本的収入及び資本的支出、4条会計についてでございます。

収入の第1款資本的収入の決算総額は8,189万8,000円となり、支出の第1款資本的支出の決算総額は1億7,916万8,000円となりました。

以上で、一括上程されました認定第1号から認定第11号までの決算の認定の概要説明とさせていただきます。

なお、一般会計の詳細につきましては、総務部長より補足説明させますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、一般会計について補足説明をさせていただきます。

決算書の5、6ページを御覧ください。

歳入につきましては、134億440万4,751円、前年度に比べ5億2,351万7,165円の減でございます。

1、2ページを御覧ください。

最初に、一般財源であります町税につきましては、主に町民税、固定資産税が増収となったことにより、対前年度7,606万9,760円増の35億3,663万5,863円となりました。

そのほかの一般財源であります法人事業税交付金は、対前年度1,112万4,000円増の4,825万6,000円となりました。

また、地方特例交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税等の減収を補填するため交付された新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の減収により、対前年度7,330万8,000円減の1,723万5,000円となりました。

3、4ページを御覧ください。

地方交付税については、対前年度8,323万7,000円減の26億2,512万9,000円となりました。

次に、国庫支出金につきましては、対前年度4億3,367万4,624円減の16億6,609万8,437円で、主に子育て世帯等臨時特別給付事業費補助金の減収により大幅に減少しました。内訳としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億5,928万3,000円、障害者自立支援給付費負担金2億6,042万3,000円などでございます。

次に、県支出金につきましては、対前年度388万6,051円増の8億8,627万2,077円で、前年度から僅かに増加しました。内訳としましては、障害者自立支援給付費負担金1億3,021万1,600円、多面的機能支払交付金事業補助金9,680万3,368円などがございます。

次に、寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金が減少したことなどにより、対前年度1億7,281万7,265円減の11億3,188万2,670円となりました。

次に、繰入金につきましては、ふるさと応援基金繰入金の増などに伴い、対前年度2億9,461万8,000円増の4億9,568万9,000円で、内訳としましては、ふるさと応援基金繰入金4億9,449万2,000円などがございます。

5、6ページを御覧ください。

次に、町債につきましては、対前年度6億1,272万1,000円減の3億3,228万2,000円で、内訳としましては、臨時財政対策債1億3,388万2,000円、地方道路等整備事業債8,640万円などがございます。

次に、歳入の調定額のうち1,992万3,979円を不納欠損処分しましたが、この内訳は、町税1,823万6,132円、清掃使用料6万1,047円、住宅使用料162万6,800円などがございます。

不納欠損額につきましては、前年度に比べ381万1,029円の減でございます。

また、収入未済額につきましては、町税、使用料、手数料、雑入で2億775万2,451円でございます。そのうち町税が1億6,668万1,605円で、収入未済額全体では、前年度に比べ666万8,187円の減となっております。

9、10ページを御覧ください。

次に、歳出につきましては123億9,617万6,899円となり、前年度に比べ4億1,306万2,939円の減でございます。

歳出の主なものとしまして、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業1億7,215万2,683円、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業1億7,104万8,250円、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業9,806万9,317円、小学校給食施設整備事業9,513万5,920円などがございます。

また、翌年度繰越額は、繰越明許費が6,459万3,000円で、そのうち一般財源については1,490万3,000円でございます。

続きまして、別途配付してございます養老町の普通会計における財政指標について説明をさせていただきます。

こちらは、確定数値ではなく速報数値となりますが、経常収支比率については、前年度に比べ3.9ポイント増加し、85.7%となりました。これは、臨時財政対策債や地方交付税等の経常的な一般財源が減少したことによるものです。

次に、普通会計の地方債現在高は、臨時財政対策債の借入額が大幅に減少したこともあり、前年度に比べ6億3,583万円減の106億1,630万7,000円となりました。

また、健全化判断比率及び資金不足比率についてですが、実質公債費比率は前年度か

ら0.4ポイント増の7.8%、将来負担比率は13.7ポイント減の37.8%となり、指標としては特に問題ない数値となっております。

以上で、一般会計の補足説明及び健全化判断比率、収支不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は決算特別委員会を設置し、その委員会に審査を付託したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 一般会計において質疑をさせていただきたいと思っております。

ただいま報告がありましたように、たくさんの事業が展開され、その中では職員の方々の大変な労力もあったと思います。

そこで、職員の定数及び職員の副業について伺います。

令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とした定員管理適正化計画では、行財政改革大綱、行政改革実施計画及び平成24年度から28年度までの養老町定員管理計画において、簡素で効率的な行政体制整備を目的に人員の削減に取り組んできた結果、平成28年4月1日現在の職員数は273人まで減少したと報告しています。

平成29年度から令和3年度までの同計画においては、高度化、多様化する行政需要に対応できる専門的知識を有する人材確保のため、再任用職員や任期付職員の採用を進めた結果、令和3年4月1日現在の職員数は3人増の276人となったことを報告しています。

令和4年度から定員管理については人員削減を前提とするのではなく、自然災害や感染症などに対する危機管理対策など、新たな行政課題に対応できるよう人事機能を強化し、安定した住民サービスの提供体制を整え持続可能な行政経営の実現を目指すことの必要性をうたっています。職員数では令和8年度には6人増の282人となっています。

そこで、お尋ねします。

職員の定数の当該事務局内局内の配分は、当該任命権者、町長が定めませんが、令和4年度においてはどのような基準を基に職員数を配置し、次年度につなげたのでしょうか。

2点目は、定員管理適正化計画は5年間の期間設定ですが、さらなる定年延長や男性の育児休暇の取得など、社会保障の確保などから10年先を見込んだ計画にすべきではないでしょうか。

3点目は、少子高齢化、人口減と職員数に対する町長の見解を伺います。

4点目は、公務員の副業が解禁されましたが、庁舎内での議論は行われているのでしょうか。

2点目は、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてです。

交付金メニューの決定や交付申請期日の厳守など、各課の通常公務の中での大変な労力が必要だったと察しています。

2点で伺います。

1点目は、近隣市町においては全世帯を対象にした公平な交付金配分として、水道料金の免除、お買物券の発行、ごみ袋の無料配付、学校給食の無料化などがありました。当町においてはこのような施策を組みませんでした。プレミアム付商品券事業は、町民の大きな関心事であり費用対効果は大きかったと思いますが、町民の中での不公平感の声が寄せられました。町として公平な施策にするための議論がされたのでしょうか。

2点目は、デジタル田園都市国家構想推進交付金のように大きなプロジェクトについてであります。

交付額1億7,100万余の大きな事業ですが、提案があまりにも拙速で、事業内容を行政と議会、町民が共有化できている取組になっているのでしょうか。県内市町においてもこの事業の採択を受ける自治体がありますが、事前の市民意識調査を基にした幸福感や誇り、定住意向指数の設定をし、庁舎内に未来まちづくり懇談会を開き、基本方針や進捗を学識経験者や各種団体の代表者で構成し施策展開を進めています。

行政と関連委託企業のみを取組ではなく、今後一つの事業が町民全体の効果を引き起こす展開にすべきではないかというふうに思います。

これが一般会計です。

次に、国民健康保険税の総括質疑を行います。

国民健康保険は他の健康保険と違い、世帯の構成数に応じた均等割保険税がかかります。ですから、子供が生まれたその日から加算されます。多子世帯ほど負担が重くなり、国保は他の健康保険の2倍近い金額です。

2022年度（令和4年度）は、国が未就学児童均等割を5割軽減しました。当町では71世帯92名、軽減額は93万2,626円とのことですが、町単独施策として軽減割合や対象年齢の拡充した財政措置を講じる見解はおありでしょうか。実質収支額、国保基金の状況から可能であると考えますが、いかがな見解ですか、お聞かせください。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の御質問に、総括質疑にお答えしたいと思います。

初めにですけれども、職員の定数と副業の関係でございます。

4点ございました。1点目と3点目は私のほうから回答して、残り2点につきましては総務部長からお答えさせてもらいたいと思います。

まず1点目の御質問でございます。

職員数についてでございますけれども、令和4年度はコロナ禍からの脱却に向けました取組といたしまして、ウイズコロナに向けた新しい生活様式や実践、オンラインの積極的な活用など社会情勢に大きく変革がもたらされた時期でございました。行政におきましても町民の方々への利便性向上に向け、デジタルトランスフォーメーション（DX）化が推進されるなど、新たな行政需要に対応できるような人員配置を行ってまいりました。

具体的には、町として特色ある産業に関わる事業を果敢に推進するため、新食肉基幹市場の整備促進に伴う事業のさらなる促進と観光拠点の再生、高付加価値化の推進事業を推進として目指し、産業観光課を少し手厚く人員配置の増員を行っております。

また、業務の多様化の対応ができるよう、民間での経験のある職員を積極的に採用しておるといような状況でございます。

3点目の少子高齢化、人口減少と職員数につきましては、行政事務は年々多様化・複雑化しておりまして、少子高齢化や人口減少に合わせまして職員数の数を減らすことは、少し行政サービスの低下につながるのではないかというような懸念がございます。しかしながら、人口減少による税収面の減収は避けられないというような財政運営的なものは厳しいものが予想されております。

職員数の確保につきましても将来的なビジョンを持ちながら、経営型または専門性の低い業務にデジタル技術を活用するなど行政のDX化などを推進したり、行政サービスの低下を招くことのないような適正な職員となるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金のどのような公平性な観点から施策の議論をされたかということでございますが、2点目のデジタル田園都市国家構想の交付金につきましては、担当部長のほうから御回答申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金の対象事業につきましては、内閣府地方創生推進室から通知されます事務連絡や、いろんなQアンドAを参考にしながら検討を行ってまいりました。

令和4年度の臨時交付金を活用し、全世帯を対象とした事業につきましては、養老Payアプリや養老Payカードを使用し、地域商品券の配付やエネルギー価格高騰対策生活者支援事業がございます。

また、給食費等の無償化につきましては一部今年度から補助を行っておりますけれども、物価高騰を学校給食に転嫁することなく維持できるようデザート代の公費負担をし、おいしい給食事業を実施しております。

プレミアム付商品券事業につきましては、消費の下支え等を通じまして生活者の支援を目的としておりますが、商品券を利用していただくことによりまして町内事業者に対

する支援もつながる施策でございます。

そのほかにも町内事業者に対する原油価格高騰緩和対策事業なども実施してまいりました。臨時交付金の通常分の活用も含めまして、電気・ガス・食料品等の価格高騰重点支援地方交付金分も国から示されました推奨事業メニューを意識しながら、本町にとってより高い効果が得られるような事業を決定しております。

国保の関係につきましても担当部長のほうから御回答させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野村永一君） 川口総務部長、自席にて答弁。

○総務部長（川口智也君） それでは、職員関係の質問の2点目、定員管理適正化計画についてでございます。

定員管理適正化計画につきましては、計画期間が令和3年度から令和8年度までの5年間となっておりますが、計画を作成するに当たり、定年引上げによる職員の年齢構成の推移や今後10年間の中長期的な採用計画も作成するなど、10年先を見込んだ計画としております。また、男性の育児休業も積極的に推進を図っているところでございます。

今後につきましても、まちづくりビジョンや行財政改革推進プラン2023の進捗状況に応じて、その成果を適切に反映しながら見直しを図り、効率的な職員配置に努めてまいります。

4点目の公務員の副業の関係でございます。

公務員の副業解禁についてでございますが、2018年に政府から公務員の兼業を公益活動に限り認める方針を未来投資戦略2018において打ち出されました。この中で、公務員の副業、兼業として言及されていますのは公益的活動、社会貢献活動とされており、全ての副業が可能となっているわけではございません。

また、副業の前提として信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念の義務が定められており、職務に関連して利害関係が生じない、本職に影響が出ない、信頼・イメージを傷つけないことも副業ができる条件となっております。

こうした中で全国的にもまだ推進している自治体は数が少なく、公務員の副業などの解禁につきましては、現状におきまして社会環境がまだ醸成されていないものと考えております。全国的な動きも注視しながら、今後の公務員の働き方や職員のスキルアップを図っていく手段などの取組についても研究してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（野村永一君） 大倉産業建設部長、自席にて答弁。

○産業建設部長（大倉 修君） 水谷議員の2点目の質問でございますデジタル田園都市国家構想の推進交付金につきましては、令和4年度に実施した御質問の当該交付金を活用した事業につきましては、デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生のテレワークタイプ）2事業並びに同交付金（デジタル実装タイプ）1事業となります。それぞ

れ町負担額に対して新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しております。

地方創生テレワークタイプの事業に関しましては、本町へ進出した企業等が行う事業に補助を行うもので、DMCビジネス推進事業（シティプロモーション事業）、それからお試し移住推進空き家リフォーム宿泊施設事業の2事業であり、事業費5,400万円となっております。

また、デジタル実装タイプにつきましては、養老P a yの利便性の向上のため機能を拡張いたしました。機能の拡張としましては、養老P a yのカード機能、それからオンデマンドバス予約システムとの連携機能、それから地域ポイント機能、それから生体認証機能を実施し、事業費1億1,704万8,250円となっております。

いずれの事業におきましても養老町地方創生推進委員会において事業の実績報告、今後の方針説明を行い、意見をいただき、P D C Aサイクルに基づき事業を推進しているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 国民健康保険に関してお答えいたします。

国民健康保険基金積立金につきましては、激変緩和措置相当分を積み立てておりますが、この措置としては今年度までになっており、来年度は県への納付金が1億円以上増となる見込みがございます。また、県内市町村の保険料統一化に向けて協議もされております。急激な給付等の増加を見込まれることとなっております。

また、令和4年度より子育て世帯の負担軽減の観点から、未就学児を対象に国民健康保険税の半額、所得の低い世帯では最大8.5割を軽減する措置が国の制度に基づき取られているところですが、町単独の軽減や対象者の拡充については、政令で定める基準に従うことにそぐわないなど適切でないと解されていることから、減額対策は難しいと考えますが、運営協議会等で意見を聞きながら協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 適正化計画においては、特に30代職員の人材育成が重要であり、定年退職者数に応じた職員数の採用ではなく、中長期的な視点で年齢構成を考えた計画的な採用の必要性を掲げています。

ただいま10年を見通す状況の中で中長期的に考えるという答弁がございましたが、やはり数字的な明確化も求められているのではないかと思います。

今後、先ほどもありましたようにI C T、I o T、A Iなどの技術進歩がますます加速し、そして現役職員の方もそうですが、定年延長で年上の部下も増えると、そういう状況の中で、非常に定員数に関しても日々検討していく課題であるというふうに思いま

す。

先日開催された市町村議会議員セミナーに参加してまいりましたが、そのときに九州大学の加留部教授は、これからの行政も議会もそうですが、時代に必要なのは、対話とは、すなわち「聞く」「かける」「話す」であるということを強調されております。我々の共通の敵は無関心であると、そういうことも指摘されました。こういう中で職員の定員に関してもしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

また、副業に関しても神戸、長野、福井、奈良県生駒市、宮崎県新富町などで始まっているようですが、職員が持つ知識や経験を生かし、地域における課題解決を後押しするための活動を許可しております。まだまだ時期尚早だとは思いますが、時代の要請の中で、職員の皆さんにおいても公務以外にこういうことも求められていく時代なのかなと思っておりますが、併せて検討していただきたいというふうに思っています。

それから監査委員さんがこの決算書の中で、30ページにこのように述べられております。新食肉基幹市場建設候補地ですが、300ページの(3)でございます。候補地選定に至る経過の情報発信は十分と言いきれないというふうな指摘もあります。真摯に受け止めていただき、新しい事業に対しては、この監査委員の指摘を生かしていただきたいというふうに要望しておきます。

国保に関してですが、長引く物価高騰により粉ミルクや紙おむつの値段が上がり、子育て世代を直撃しています。6月の消費者物価指数では、粉ミルクは前年比17.2%、紙おむつは7.2%とそれぞれ上昇し、6月の赤ちゃん物価指数は総合指数の2.8倍の伸びで、試算対象となる1990年以降最も高い伸びを示すと民間のシンクタンク浜銀総合研究所が発表しています。

さらに、2022年の厚生労働省の国民生活基礎調査による世帯主が20代、30代の可処分所得、総所得から所得税や住民税、年金、介護、医療などの社会保障除いたものが低く、非正規雇用者が多いことを指摘しています。

非正規雇用者は国保の被保険者ですので、子育て世代はダブルパンチです。町長は切れ目のない子育て支援の充実を掲げておられます。ぜひとも子供の均等割について、運営協議会などで議論をしていくというお話ございましたが、全額免除に向けて町長のイニシアチブを期待し、質問を終わります。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

日程第6、認定第1号から日程第16、認定第11号までの11議案については、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、日程第6、認定第1号から日程第16、認定第11号までの11議案については、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） それでは、日程第17、選任第6号 決算特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することとなっております。

したがいまして、決算特別委員会委員には、1番 佐野伸也君、2番 大橋みち子君、3番 西脇康君、4番 清水由美子君、6番 岩永義仁君、7番 吉田太郎君、8番 早崎百合子君、10番 松永民夫君、11番 水谷久美子君、以上の9人を指名することといたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員には、ただいまの9人を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開時間は後でお知らせいたします。

なお、休憩中に決算特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

委員会は4階北委員会室にてお願いいたします。

では、休憩といたします。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時58分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に決算特別委員会が開催されました。その結果について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 吉田太郎君。

○決算特別委員長（吉田太郎君） ただいま休憩中に、委員全員の出席の下に決算特別委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には、不肖私、吉田太郎が指名推選、副委員長には西脇康委員が指名推選により推選されました。もとより微力な私でございますが、委員各位の御協力をいただきながら、令和4年度一般会計及び各特別会計並びに企業会計の決算審査を行いたいと存じます。

なお、審査に当たっては、議会が決定した予算が町民のためにどう施策展開され、町民の立場から1年間に実現された主要施策がどんな意味を持っているかを総括し、新年度の予算議会につなげ、生かしたいと思っております。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（野村永一君） 決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（野村永一君） それでは、次に、日程第18、議案第42号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第42号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が一部改正されたことに伴い、養老町印鑑条例の一部を改正する条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、住民環境課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 伊藤住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議会定例会資料の養老町印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表を御覧ください。

第16条の改正は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により、移動端末設備（スマートフォン）に新たに移動端末設備用署名用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書が搭載可能となりました。

令和3年8月よりコンビニエンスストア等の多機能端末機から住民票の写し及び印鑑登録証明書等を取得できるコンビニ交付サービスを実施しております。従来の個人番号カードに加え、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用し、多機能端末機から印

鑑登録証明書を取得できるよう本条例について所要の改正を行うものです。

なお、この条例は、養老町規則で定める日から施行いたします。

以上で、議案第42号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第19、議案第43号 町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第43号 町道路線の廃止及び認定についての説明をさせていただきます。

町道路線の廃止につきましては、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、また町道路線の認定につきましては、同法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 吉村建設課長、自席にて補足説明。

○産業建設部建設課長（吉村和人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

町道路線の廃止、整理番号1の町道五日市10号線及び町道路線の認定、整理番号1の町道五日市14号線につきましては、関連しておりますので、併せて御説明させていただきます。

町道路線の廃止に係る整理番号1の町道五日市10号線につきましては、町内事業者より事業用地として一体利用したいという理由により用途廃止申請書が提出され、この町道廃止路線に伴う代替地の協議が調いましたので、この路線を廃止するものです。

また、代替道路として、町道路線の認定、整理番号1の町道五日市14号線を新たに認定するものであります。

次に、町道路線の認定、整理番号2の町道小倉111号線につきまして、道路拡幅工事に伴い新たに認定するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 整理番号1番のほうでお尋ねします。

廃止される道路ですけれども、結構いい道というか車幅の大きい車も通れるような大きな道ですけれども、廃止して新設される際は同規模の道路が敷かれるという認識でよろしいでしょうか、確認させていただきたいと思っております。

○議長（野村永一君） 吉村建設課長、自席にて答弁。

○産業建設部建設課長（吉村和人君） 岩永議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員が御質問のとおり同等の路線ができるものということで申請いただいております。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第20、同意第22号 教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本件は同意の人事案件につき、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論は省略することとし、採決を行います。

それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました同意第22号 教育委員会委員の任命同意について説明をさせていただきます。

教育委員会委員である卯田友美氏の任期が令和5年10月16日をもって満了となりますが、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものでございます。

住所、岐阜県養老郡養老町押越679番地。氏名、卯田友美。

なお、任期につきましては令和5年10月17日から令和9年10月16日までの4年間となります。

以上で同意第22号 教育委員会委員の任命同意についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第21、同意第23号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第23、同意第25号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでの計3議案については一括上程し、提案理由の説明後、各議案ごとに質疑を行い、同意の人事案件につき、討論を省略して採決を行います。

まず、町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま一括上程賜りました同意第23号から同意第25号までの人権擁護委員の候補者の推薦についてを説明させていただきます。

令和5年12月31日をもって3名の人権擁護委員が任期満了となることに伴い、岐阜地方法務局長より後任者の推薦依頼がございました。

これを受けまして、同意第23号につきましては、引き続き御依頼し、承諾を得ております岐阜県養老郡養老町養老164番地、野村亮温氏68歳を、同意第24号につきましては、田中敬一氏の後任として、住所、岐阜県養老郡養老町西小倉169番地44、氏名、渡部秀夫氏67歳を、同意第25号につきましては、日比勝氏の後任といたしまして、住所、岐阜県養老郡養老町直江392番地5、氏名、早崎敏氏76歳を新たに人権擁護委員候補者として適任であると判断いたしましたので、この3名につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を求めるものでございます。

なお、3名の人権擁護委員の任期につきましては、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間でございます。

以上、同意第23号から同意第25号までの人権擁護委員候補者の推薦についての説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

これより順次議案ごとに質疑及び採決を行います。

初めに、日程第21、同意第23号 人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第22、同意第24号 人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第23、同意第25号 人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第24、議案第44号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第44号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第4号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ9,215万4,000円を追加し、予算総額を121億9,804万7,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、福祉医療事務事業の返還金、公民館維持管理の中央公民館屋上防水改修工事などがございます。

詳細につきましては、それぞれ総務部長、住民福祉部長、産業建設部長、教育委員会事務局長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

まず歳出についてでございますが、歳出は人件費のみでございます。

11、12ページを御覧ください。

款6農林水産業費、項1農業費、2目農業総務費及び款8土木費、項1土木管理費、1目土木総務費の各科目でそれぞれ所要額を補正しておりますので、一括して説明をさせていただきます。

15ページの給与費明細書で説明をさせていただきます。

一般職について説明をさせていただきます。

報酬につきましては82万4,000円の増額、給料については105万2,000円の増額、職員手当等については151万9,000円の増額、共済費については113万8,000円の増額であります。

増減額の明細につきましては、報酬については後で住民福祉部長より説明しますが、会計年度任用職員の増員に伴う増額、給料については人事異動に伴う分の増額であります。職員手当等については、時間外勤務の増に伴う分で122万9,000円の増額、異動等に

伴う分で29万円の増額でございます。

次に、歳入について説明をいたします。

7、8ページを御覧ください。

款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源が不足する額6,484万9,000円を増額いたしました。

次に、4ページの第2表 地方債補正でございます。

これも後で教育委員会事務局長より説明いたしますが、学校施設環境改善交付金の交付決定に伴い、補正後の限度額を学校教育施設整備事業債で7,440万円に変更いたしました。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて補足説明。

○住民福祉部長（近藤真由美君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、9、10ページの歳出から説明させていただきます。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務費では、事務量等の増加に伴い、新たに採用する会計年度任用職員の報酬等で100万8,000円を増額いたしました。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の介護保険事業特別会計繰出金では、介護保険事業関係職員費等における町負担金の増により47万5,000円を、介護サービス事業特別会計繰出金では、委託料の増により町負担が増加したため127万1,000円を増額いたしました。

2目老人福祉費の高齢者在宅福祉事業では、緊急通報システム端末装置の設置件数の増加により、20台購入するため備品購入費110万円を、3目福祉医療費の福祉医療事務事業では、福祉医療費助成事業補助金の令和4年度実績報告に伴い生じた返還金2,268万5,000円をそれぞれ増額いたしました。

項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の児童手当事務事業では、児童手当の令和4年度国庫交付金及び県費負担金の実績報告に伴い生じた返還金106万2,000円、公立認定こども園等関係事務事業では、保育士の研修等事業の令和4年度実績報告に伴い生じた返還金1万円、私立保育所等運営費補助金では、私立園の保育士等の賃金改善等支援事業の令和4年度実績報告に伴い生じた返還金12万8,000円を増額いたしました。

また、子ども・子育て支援事業では、地域子育て支援拠点事業の令和4年度実績報告に伴い生じた返還金141万3,000円及び、新型コロナウイルス感染症対策支援事業の令和4年度実績報告に伴い生じた返還金7万円の計148万3,000円、子育て世帯生活支援特別給付金事業では、令和4年度実績報告に伴い生じた返還金399万9,000円を増額いたしました。

また、物価高騰などにより子育て世帯の負担増が懸念される中、高校進学や就職等の準備費用に対する経済的負担の軽減を図るため、中学校3年生の子供を養育する子育て世帯に対して、児童1人当たり3万円を給付する岐阜県高等学校就学準備等支援金（実施主体は市町村、全額県費負担）が創設されたことを受け、岐阜県高等学校就学準備等支援金支給事業として支援金の給付に係る所要額909万円を計上いたしました。

また、2目児童措置費の私立保育所等運営事業では、私立園の運営に係る児童措置費について、令和4年度国庫交付金及び県費負担金の実績報告に伴い生じた返還金718万円、施設等利用給付事業では新制度未移行幼稚園等利用児童の児童措置費について、令和4年度国庫交付金及び県費負担金の実績報告に伴い生じた返還金14万7,000円を増額いたしました。

次に、11、12ページを御覧ください。

款4衛生費、項1保健衛生費、1目保健衛生総務費の母子保健事業では、未熟児養育医療費国庫負担金及び県負担金の令和4年度実績報告に伴い生じた返還金36万4,000円を、4目斎苑費の維持管理費では、施設の老朽化に伴う地下タンク等修繕及び空調工事設計委託料等で408万1,000円を増額いたしました。

項2清掃費、1目塵芥処理費の塵芥処理費では、労働安全衛生規則の一部改正に伴い、テールゲートリフターの操作業務に係る特別教育講習受講料として、負担金補助及び交付金に4万5,000円、また粗大ごみ収集事業費では、粗大ごみ収集員等の休憩室設置工事請負費として185万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、7、8ページの歳入について説明させていただきます。

款15県支出金、項2県補助金、2目民生費県補助金では、岐阜県高等学校就学準備等支援金支給事業費補助金909万円を増額いたしました。

款20諸収入、項4雑入、1目過年度収入では、令和4年度障害者医療費国庫負担金の額確定に伴い14万9,000円、令和4年度障害者自立支援給付費国庫負担金の額確定に伴い96万1,000円、令和4年度岐阜県障害者自立支援給付費等負担金の額確定に伴い74万3,000円、障害児入所給付費等国庫負担金の額確定に伴い37万4,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 大倉産業建設部長、自席にて補足説明。

○産業建設部長（大倉 修君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

9、10ページの歳出のみでございます。

款2総務費、項1総務管理費、5目財産管理費の公用車管理費では、荷物の積卸し用の昇降装置、いわゆるテールゲートリフターを装着した車両を運転する可能性のある職員を対象に、特別教育講習を受講するための費用として30万円を増額いたしました。

次に、7目地域振興費のオンデマンドバス運行事業費では、6台ある車両のうち3台は購入から11年が経過し、走行距離も30万キロを超える中、2台のエンジン等が故障したことから修理及び更新をするものでございます。車両1台の購入費用441万5,000円のほか、2台の修繕料83万6,000円、修理期間中の代車借上料28万9,000円等、計563万5,000円を増額いたしました。

なお、車両を1台購入いたしますが、2台とも修理するのは今後の予備として備えておくためでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 中島教育委員会事務局長、自席にて補足説明。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

11、12ページの歳出から説明させていただきます。

款8土木費、項4都市計画費、2目公園管理費の中央公園維持管理整備事業費では、中央公園野球場屋外トイレの合併浄化槽のフロアの取替えに伴う修繕費用として70万円を増額いたしました。

次に、款10教育費、項2小学校費、1目学校管理費の小学校校舎等施設整備事業では、養老小学校プール管理棟大規模改修工事に係る学校施設環境改善交付金の交付決定に伴い、国県支出金として1,292万1,000円を充当し、地方債を650万円減額する財源更正を行いました。

次に、13、14ページを御覧ください。

項3中学校費、1目学校管理費の中学校校舎等施設整備事業では、高田中学校バリアフリー化改修工事に係る学校施設環境改善交付金の交付決定に伴い、国県支出金として1,752万5,000円を充当し、地方債を860万円減額する財源更正を行いました。

次に、項4社会教育費、2目社会教育総務費の埋蔵文化財保護・多芸七坊測量調査事業では、日吉遺跡の土地開発事業に伴う試掘調査が新たに必要となったため、埋蔵文化財試掘立会い調査支援業務を実施する委託料として145万8,000円を増額いたしました。

次に、3目公民館費の公民館維持管理費では、中央公民館屋上の一部が破損したことにより漏水が発生し、修繕が必要となったため、屋上防水改修工事費として1,764万2,000円を増額いたしました。

また、産業文化会館維持管理費（高田公民館）では、エントランスホール上部建具の目地劣化に伴い漏水が発生したため、自動扉センサーの修繕費用として7万6,000円を、外壁の補修等に必要な工事費として65万6,000円をそれぞれ増額いたしました。

さらに、地区公民館維持管理費では、池辺公民館において事務室及び集会室の空調機が経年劣化により故障し、作動しなくなったため緊急に更新が必要となることから、集会室空調機のガス漏れ修繕費用として7万2,000円を、事務室及び集会室空調機の更新

工事費用として619万7,000円をそれぞれ増額いたしました。

続いて、7、8ページの歳入について御説明させていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、7目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金では、養老小学校プール管理棟大規模改修工事に係る学校施設環境改善交付金の交付決定に伴い1,292万1,000円を増額いたしました。

また、3節中学校費補助金では、高田中学校バリアフリー化改修工事に係る学校施設環境改善交付金の交付決定に伴い1,752万5,000円を増額いたしました。

次に、4節社会教育費補助金では、日吉遺跡試掘調査に係る国宝重要文化財等整備費補助金の内示を受けたことに伴い36万5,000円を増額いたしました。

次に、款20諸収入、項4雑入、2目雑入、2節雑入では、産業文化会館エントランスホール修繕工事に伴う商工会負担金として27万7,000円を増額いたしました。

次に、款21町債、項1町債、5目教育債、1節小学校債では、養老小学校プール管理棟大規模改修工事に係る学校施設環境改善交付金の交付決定に伴い、学校教育施設等整備事業債650万円を減額いたしました。

また、2節中学校債では、高田中学校バリアフリー化改修工事に係る学校施設環境改善交付金の交付決定に伴い、学校教育施設等整備事業債860万円を減額いたしました。

以上で教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第25、議案第45号 令和5年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第45号 令和5年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,162万7,000円を追加し、予算総額を35億4,252万7,000円とするものであります。

補正する主な内容につきましては、法改正に伴うシステム改修委託及び令和4年度保険給付費等の事業実績に伴う交付金返還等によるものでございます。

詳細につきましては、住民環境課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 伊藤住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、産前産後対応のシステム改修費として電算処理委託料356万4,000円を増額いたしました。

次に、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、3目償還金では、令和4年度の保険給付費の実績により、過年度分補助金返還金として1,806万3,000円を増額いたしました。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

最初に、款6繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として1,984万5,000円を充当するものでございます。

次に、款8国庫支出金、項1国庫補助金、1目国民健康保険制度関係業務事業費補助金では、法改正に伴う産前産後対応システム改修補助金として178万2,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第26、議案第46号 令和5年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第46号 令和5年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ929万7,000円を追加し、予算総額を29億2,799万7,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、認知症高齢者グループホーム防災改修等支援事業費など、必要額を計上いたしました。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明させますので、十分御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 藤田健康福祉課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（藤田勝彦君） それでは、補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、介護保険事業関係職員費として人事異動に伴う職員手当等32万円を増額いたしました。給与費明細書に10ページから12ページにかけて添付してございます。

次に、款5特別対策事業費、2目認知症高齢者グループホーム防災改修等支援事業費では、認知症高齢者グループホーム防災改修等支援事業として、災害発生時に自力で避難することが困難な方が多く利用する高齢者施設が利用者の安全・安心を確保するための非常用自家発電設備の設置に係る補助金として773万円を増額しました。

また、款2保険給付費、項5高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費では、高額医療合算介護サービス費負担金として給付額の増額に伴い124万7,000円を増額しました。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

まず、款3国庫支出金、項1国庫負担金、1目介護給付費負担金では、介護給付費国庫負担金額として24万9,000円、項2国庫補助金、1目調整交付金では、介護給付補正分普通調整交付額として6万2,000円、6目地域介護・福祉空間整備推進交付金では、非常用自家発電設備の設置費分として、地域介護・福祉空間整備推進交付金773万円を増額しました。

さらに、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、1目介護給付費交付金では、介

護給付費補正分支払基金交付額として33万6,000円を増額しました。

款5県支出金、項1県負担金、1目介護給付費県負担金では、介護給付費補正分県費負担額として15万5,000円を増額しました。

次に、款7繰入金、項1他会計繰入金、1目介護給付費繰入金では、介護給付費補正分町費負担額として15万5,000円を増額し、5目その他一般会計繰入金では、人件費分32万円を増額しました。

款8繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として29万円を充てるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第27、議案第47号 令和5年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第47号 令和5年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ127万1,000円を追加し、予算総額を2,017万1,000円とするものでございます。

補正する内容は、委託業務費の増加に伴う必要額を計上いたしております。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明させますので、十分御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 藤田健康福祉課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（藤田勝彦君） それでは、補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款2サービス事業費、項1介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費では、介護予防支援プラン作成委託料として290件分、127万1,000円を増額しました。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、委託料の増額により127万1,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

最後に、本日決定いたしました議案審査の付託先である決算特別委員会は9月7日木曜及び8日金曜の2日間とし、両日とも午前9時30分から、総務民生委員会は9月13日水曜の午前9時30分から、産業建設委員会は同日の午前11時から、予算特別委員会は同日の午後1時30分からそれぞれ開催されるよう各委員長に要請いたします。

○議長（野村永一君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了します。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日9月6日から9月19日までの14日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、明日9月6日から9月19日までの14日間は休会することに決定いたしました。

○議長（野村永一君）　これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

なお、議会２日目は９月20日水曜午前９時30分より会議を開きます。

本日は、これもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時間　午前11時48分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年9月5日

議 長 野 村 永 一

議 員 松 永 民 夫

議 員 水 谷 久 美 子

